

平成23年度
武雄市住宅用太陽光発電システム設置補助金

申請の手引き

平成23年4月1日（金）

申請受付 平成23年4月1日（金）から

武雄市では住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金制度を設けました。
補助金申請される方はこの手引きをよく読まれた上で申請をして下さい。

補助制度の概要

1. 補助金を受ける対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象になります。

- (1) 市税等の滞納がない方。
- (2) 市内に所在する既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用含む。）に住宅用太陽光発電システムを新たに設置し、そこに居住する方。
- (3) 平成23年4月1日（金）以降に設置工事に着工され、平成24年3月30日（金）までに工事を完了される方。
- (4) 平成21年度及び平成22年度に本市の住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けていない方。

2. 補助金の対象となる住宅用太陽光発電システム

次に掲げる要件を満たすものが対象になります。

- (1) 低圧配電線と逆潮流有り（電力が余った場合に電力会社へ送電することをいう。）で連結する発電システムであること。
- (2) 電力会社による余剰電力の受給が開始されること。
- (3) 未使用品であること（中古は対象外）。

3. 補助金額

- (1) 補助金額 1kwあたり3万円（上限額10万円）※千円未満の端数切捨て

申請手続き

申請から工事着工まで

1. 補助金交付申請書類の提出（平成23年4月1日（金）から）

提出する書類

■住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号） （添付書類）

① 発電システム設置経費の内訳が明記されている見積書の写し

※ 設置するパネルの品番及び数量を明記しているもの。

（補助金額の根拠となるkWhがわかる書類をお願いします。）

② 工事着工前の現況写真（家の全景）

※ 家の屋根に太陽光発電システムが設置されていない事が分かるような写真。

※ 設置前と設置後で比較できるようなアングルをお願いします。

③ 設置者の住民票の写し（又は印鑑証明の写し）（申請前3ヶ月以内）

※ 工事完了後に入居予定の方は、申請時点での住民票の写しで結構です。

※注意 郵送による提出は不可とします。市役所環境課までご持参下さい。
（設置業者等が申請者の代理で持参するのは可）

2. 現地調査

提出いただいた交付申請書の内容確認のため、環境課職員が現地確認調査を行う場合があります。

3. 補助金交付決定書の送付

申請の内容が要件を満たしている場合には、事務手続き後、**補助金交付決定通知書**を市（環境課）から申請者あてに郵送します。

4. 工事の着工

補助金交付決定通知が届いてから、工事に着工して下さい。



— 交付決定後に変更が生じたら —

補助金交付決定通知を受け取った後に、申請内容の変更や取消などが生じた場合には、すみやかに所定の書類を提出して下さい。

申請内容の変更の場合

⇒ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更申請書（様式第3号）

申請内容の取消の場合

⇒ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金取消申請書（様式第4号）

— 工事が終わったら —

1. 実績報告書類の提出

設置工事が完了後、九州電力との受給契約が完了した後に、すみやかに市役所環境課へ実績報告書を提出して下さい。

提出いただく書類

■住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業完了実績報告書
（様式第7号）

（添付書類）

- ①発電システムの設置経費の内訳が明記されている請負契約書の写し
- ②発電システムの設置経費に係る領収書の写し
- ③発電システムの設置工事完成後の写真
- ④九州電力から届いた「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内」
の写し
- ⑤設置後に入居した場合には、入居後の住民票写し
- ⑥前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

■住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第9号）
申請者本人名義の口座番号をご記入下さい。ゆうちょ銀行も可。

2. 完了調査

提出いただいた実績報告書類の内容確認のため、環境課職員が現地確認調査を行う場合があります。

3. 補助金確定通知書の発送

実績報告の内容審査のうえ、要件を満たしている場合には、市（環境課）から申請者へ補助金確定通知書を郵送します。

4. 補助金の振込み

指定いただいた申請者名義の口座に補助金を振り込みます。（報告書提出後約1ヶ月程度を要します）

国・県の補助制度との併用

この補助金は国（経済産業省）・佐賀県の太陽光システム設置補助金との併用も可能です。補助制度等異なる点がありますので、詳しい補助制度については、下記にお尋ね下さい。

■国（経済産業省）の窓口

- ・ J - P E C 太陽光発電普及センター

電話 043-239-6200 ウェブサイト <http://www.j-pec.or.jp/>

■佐賀県の窓口

- ・ 暮らし環境本部 地球温暖化対策課

電話 0952-25-7474 ウェブサイト http://www.pref.saga.lg.jp/web/_34249.html

財産処分の制限

この補助金の交付を受けて発電システムを設置した場合には、設置した日から5年を経過するまでは、目的に反した使用、譲渡、交換、貸付はできません。

設置後のデータ提供について

この補助金の交付を受けて発電システムを設置した方に対して、設置後一定期間、売電量及び買電量等のデータの提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

書類提出・問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 環境課 環境係

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1-1

電話 0954-23-9130

E-mail : kanky@city.takeo.lg.jp

